

## 求職者・求人者のみなさまへ

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。

- 取扱職種の種類等 ・職種は全職種 ・地域は、日本全国
- 手数料に関する事項  
求人者から徴求する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>10%</u>  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年間を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>10%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

※求職者の皆さまから、手数料は一切頂きません。

- 苦情の処理に関する事項  
求職者又は求人者からの苦情があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ誠意をもって対応致します。

苦情申出先： 京都信用金庫 京信人材バンク 連絡先(075-211-2111)

- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取り扱いに関する事項  
当金庫は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

当金庫の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取扱う事業所内の範囲は、職業紹介従事者とする。個人情報取扱責任者は顧客情報統括管理責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む、以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介従事者は求職者等への周知に努めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介従事者とする。

- 返戻金制度に関する事項  
当金庫は、返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の全部又は一部を払戻する制度)を設けています。詳細については、求人者及び関係雇用主と契約にて取りかわすものとしします。

京都信用金庫 京信人材バンク  
京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地  
〈許可番号 26-ユ- 300541〉